

(様式 1-3)

田村市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 25 年 9 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	田村市児童館遊具更新事業	事業番号	A-1-2
交付団体	田村市	事業実施主体	田村市		
総交付対象事業費	23,403 (千円)	全体事業費	23,403 (千円)		
事業概要					
○事業の概要					
児童館 3 施設内にある屋外遊具の鉄棒、ブランコ等を更新し、幼児、児童の外遊び・運動の機会の増加を図り、児童の体力を向上させることを目的とする。					
○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性 (制度要綱第 5 の 4 の一)					
※まちづくり計画等の該当箇所を添付してください。					
田村市震災等復興ビジョン (平成 24 年 3 月策定) に「学習環境の充実」、「安心して子どもを生き育てやすい環境づくり」、また、田村市総合計画 (平成 19 年 3 月策定) に「子育て支援施策の推進」、「学校教育の充実」「青少年の健全育成」を位置づけ、子どもたちの健やかな成長を図るものとしている。					
東日本大震災からの復興には、市民が心穏やかに安心して暮らすことのできる日常生活の回復が最重点事項であるため、安心して子どもを生き育てる環境づくりや未来を担う子どもたちが健やかに成長できる環境の整備に努める。					
※まちづくり計画等の該当箇所を添付してください。					
①田村市震災等復興ビジョン (平成 24 年 3 月策定) (P 12 ~ 13 参照)					
VI 新たな地域づくり					
1. 暮らしの再生					
(5) 学習環境の充実の②					
(7) 安心して子どもを生き育てやすい環境づくり					
②田村市総合計画					
基本理念 「人」の個性を大切にします。					
基本方針 「健康づくりと福祉の充実」					
施 策 「子育て支援施策の充実」					
基本方針「未来を担うひとづくり」					
施 策 「学校教育の充実」、「青少年の健全育成」					
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係					
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障 (制度要綱第 5 の 1)					
原子力災害前後で市の人口 40,422 名 (平成 22 年国勢調査) の 1.59%にあたる 641 名 (全国避難者情報システム) が平成 24 年 10 月 1 日時点で市外へ避難しており、避難者総数は、平成 25 年 8 月 1 日時点で 2,279 名 (田村市災害対策本部調) と災害前の人口の 5.6%と未だ多くの市民が市内外へ避難している状況にある。					
小学校の児童数は、平成 23 年 3 月 1 日時点 2,287 名が、平成 25 年 8 月 1 日時点 1,962 名であり、325 名、14.2%の減少となっており、幼稚園は平成 23 年 3 月 1 日時点 290 名が、平成 25 年 8 月 1 日時点 263 名と、27 名、10%の減少となっている。					
また、18 歳未満の避難者は、平成 25 年 4 月 1 日現在、市内に避難 288 名、市外に避難 48 名、県					

外に31名の計367名となっている。

放射線への不安から、幼児や小学生などの子どもがいる若い世帯の流出が見られ、未来を担う人材が減少していることは深刻な問題であり、家族が別々に避難している状況で、コミュニティやのイベントの開催など、地域の復興に影響を及ぼしている。

【子どもの運動機会の確保のための事業】

○事業実施の必要性（制度要綱第5の1）

原発事故以前、子供たちは屋外遊具での遊びや運動を楽しみにしていたが、原発事故以降、放射性物質の影響に対する不安により、遊具を使用することが避けられてきたため、屋外での運動機会が減少している。

表土除去や除染により敷地の放射線量は低減されたものの、保護者は、放射性物質の付着した遊具を使わせることに對し不安を感じており、遊具を更新することにより、保護者の不安を取り除き、積極的な外遊び・運動機会の増加を図ることが期待できる。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（制度要綱第5の4の二①）

屋外遊具での運動機会の減少は、施設職員の聞き取りにより特に脚力、腕力、持久力の体力低下は顕著で、これは、放射線等の不安により屋外運動に対して消極的になり、それに伴う運動機会の減少が、体力低下に著しい響を及ぼしているものと考えられる。

また、同じく施設職員による聞き取り調査の結果でも、運動機会の減少により、子供の運動発達速度は、事故前に比べて、遅くなっている。

なお、平成24年度の体力・運動能力テストの結果を見ると、全国平均に達していない種目は小学校5年男子で8種目中6種目、5年女子が8種目中5種目であった。特に、5年女子シャトルランについては、平成22年度が94%、平成23年度94%、平成24年度にあつては、90パーセントと年々差が広がっている。これは、放射線等への不安により運動に対して消極的になり、それにとまう運動機会の減少が、体力の低下に影響をしていると考えられる。

したがって、遊具を更新し、放射線等への不安を取り除き、運動に親しむ機会をできるだけ多く設けることにより、自分の体を支える、ぶらさがる等の力をつけさせ、様々なスポーツの基礎となる体力を高めることが必要である。

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第5の4の二①）

本市において、児童館で原発事故以降に新たに設置された遊具はない。事故前に設置されていた遊具を更新することにより、放射性物質の影響への不安を払拭するとともに、運動への意欲を高め、更新された安心・安全な遊具で、運動をさせることが必要である。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（制度要綱第5の4の二①）

遊具更新のために新たな用地の確保は困難な状況であることと、本市では子供の集まる児童館敷地を優先して除染を行ったため、遊具を更新することにより、さらなる保護者の不安を軽減できる。

また、児童館児童厚生員の指導のもと、計画的な利用がなされるため、活用の機会が多く、体力向上のための遊具更新の効果が十分に得られる。

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（制度要綱第5の4の二①）

遊具を更新することによって、震災前の水準である、三世代ふれあい交流館は、未就学児を中心とした自由来館者が年間約 1600 名、船引児童館は未就学児を中心とした自由来館者が年間約 8000 名程度の利用を確保し、震災によって閉館していた岩井沢児童館は、26 年度に岩井沢地区で児童館を再開するため、遊具更新により放射能の影響を心配しないで運動する機会を図ることができる。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（制度要綱第 5 の 4 の二②）

児童館の園庭は休館時でも自由に利用できるため、未就学児から小学生まで利用することが可能である。

また、平日は児童館活動に支障のないように、休日については安全面のルールを守ることを徹底し、市の広報誌やホームページに開放予定等を掲載し就学前の子どもを含め、地域の多くの子どもたちが活用できるよう周知する。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第 5 の 4 の二③）

遊具の更新をホームページに掲載するとともに、遊具を活用した体力測定などの事業を実施し、幼児、児童の外遊び・運動の機会の増加を図り、児童の体力を向上させること。

○その他（効果指標及びモニタリング方針）

施設への訪問調査を実施し、身体測定を行い、肥満傾向の改善等の状況を確認する。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	